

平成26年 3月24日
遠野市監査委員決定

平成26年度遠野市監査等基本計画

1 基本方針

平成26年3月遠野市議会定例会で、「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向け「とおの資源再生予算」と位置づけ188の主要事業を盛り込んだ、総額179億3千万円の平成26年度予算が成立した。

またその基本的な考え方は、持続可能な財政基盤の確立を目指して、平成26年2月3日に中間見直しを行った第二次遠野市健全財政5ヵ年計画を堅持し、プライマリーバランスの回復、公共施設の維持管理など物件費の上昇への対応、大型事業費の確保、消費税率引き上げ等新たな課題への対応をしながら、遠野市総合計画後期基本計画の着実な推進を図ることとしている。

市民も平成26年度は、これまで以上に健全財政を堅持し、公正・公平かつ効率的な市政運営を望むと思われることから、地方自治法に基づく独立した執行機関として、遠野市が行う事務事業に関し市民の負託に応え公正不偏の立場から監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行う監査委員の責任は、ますます重要性を増していると認識している。

そこで平成26年度の監査等については、遠野市監査基準に準じ、市民の視点に立った公正かつ効果的な監査等を目指し、次の基本方針に基づいて実施する。

- (1) 事務事業の合規性はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかという経済性・効率性の視点や所期の目的を達成しているかという有効性の視点で検証する。
- (2) 違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施するとともに、部局間の連携による事業推進、チェック体制など内部統制の整備、運用についても留意する。また、監査等の結果に基づく改善がなされているか否かを把握し、改善の徹底が図られるように努める。
- (3) 財政の健全化判断比率等の審査など、市の財政状況を正確に把握する専門性のある監査等が求められていることを踏まえ、監査委員及び事務局職員の資質の向上や監査内容の充実を図る。
- (4) 監査の目的は、監査等を通じて行政の適法性あるいは妥当性を確保し、保障することであり、さらに市民に対する説明責任の充足を図ることが重視されていることから、監査結果など監査等に関する情報を引き続き市のホームページで公開する。
- (5) 平成26年度から地方公営企業会計基準の見直しにより会計制度が改正されたことから、法適用している水道事業会計については財務諸表が正しく作成され、適正な料金原価のもと将来のインフラ更新の財源がきちんと確保されているかを主眼に監査を実施する。

2 監査等の方針

平成26年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途に実施要領を定める。

- (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

ア 財務

市が執行する財務に関する事務（有価証券等・水道事業貯蔵品の出納及び保管に関する事務を含む。）及び市が経営する事業の管理のほか、これらに関連する

行政事務を含め、合規性を主眼とし、経済性、効率性、有効性の視点に留意して実施する。

イ 工事

市が平成25年度に実施した工事（工事に伴う設計、監理等の業務委託を含む。以下同じ。）について、設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面から、工事が適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の視点に留意して実施する。

また、監査を効率的に実施するために、工事の種別、用途、構造、契約内容等を考慮し、監査を行う対象工事を抽出して実施する。

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199条第 7 項）

ア 財政援助団体

市が平成25年度に補助金等により財政的援助を行っている団体に対し、その財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、財政的援助の目的に沿って適正かつ効果的に使用されているかを主眼として、その財政的援助の実績等から監査する対象団体を選定して実施する。併せて、所管部局の当該団体に対する補助金等の交付事務等についても実施する。

イ 出資団体

市が出資している団体における事業運営に係る出納その他の事務の執行について、出資の目的に沿った事業運営が行われているか、会計経理等が適正に行われているか、経営成績及び財政状態が良好かを主眼として実施する。

決算書等の財務諸表については、残高証明書のほか試査の方法により関係する証拠書類による照合を実施する。

所管部局が当該団体に対して適切な指導監督を行っているか等についても実施する。

ウ 指定管理者

市が公の施設の管理を行わせている団体における当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、協定上の義務の履行は確保されているか、収支の会計経理は適正に行われているか、施設利用者に対する安全対策に配慮されているかを主眼として、当該団体の指定期間、管理する公の施設の利用状況等により監査する指定管理者を選定して実施する。

所管部局が当該団体に対して適切な指導監督を行っているか、公の施設の管理経費を適正に算定しているか等についても実施する。

(3) 決算審査及び基金運用状況審査（地方自治法第 233条第 2 項、第 241条第 5 項、地方公営企業法第30条第 2 項）

ア 一般会計、特別会計及び水道事業会計決算

市長から審査に付された平成25年度の決算、証書類その他の書類について、法令に則り作成されているか、その計数は正確であることを確認するとともに、予算執行、財産管理、経営成績、財政状態等について審査する。

イ 基金運用状況

市長から審査に付された平成25年度の基金運用状況報告書について、計数は正確であることを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として審査する。

(4) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1

項、第22条第1項)

市長から審査に付された平成25年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に則り作成されているか、その計数が適正に算定されているかを審査する。

(5) 現金出納検査 (地方自治法第 235条の 2 第 1 項、地方公営企業法第31条)

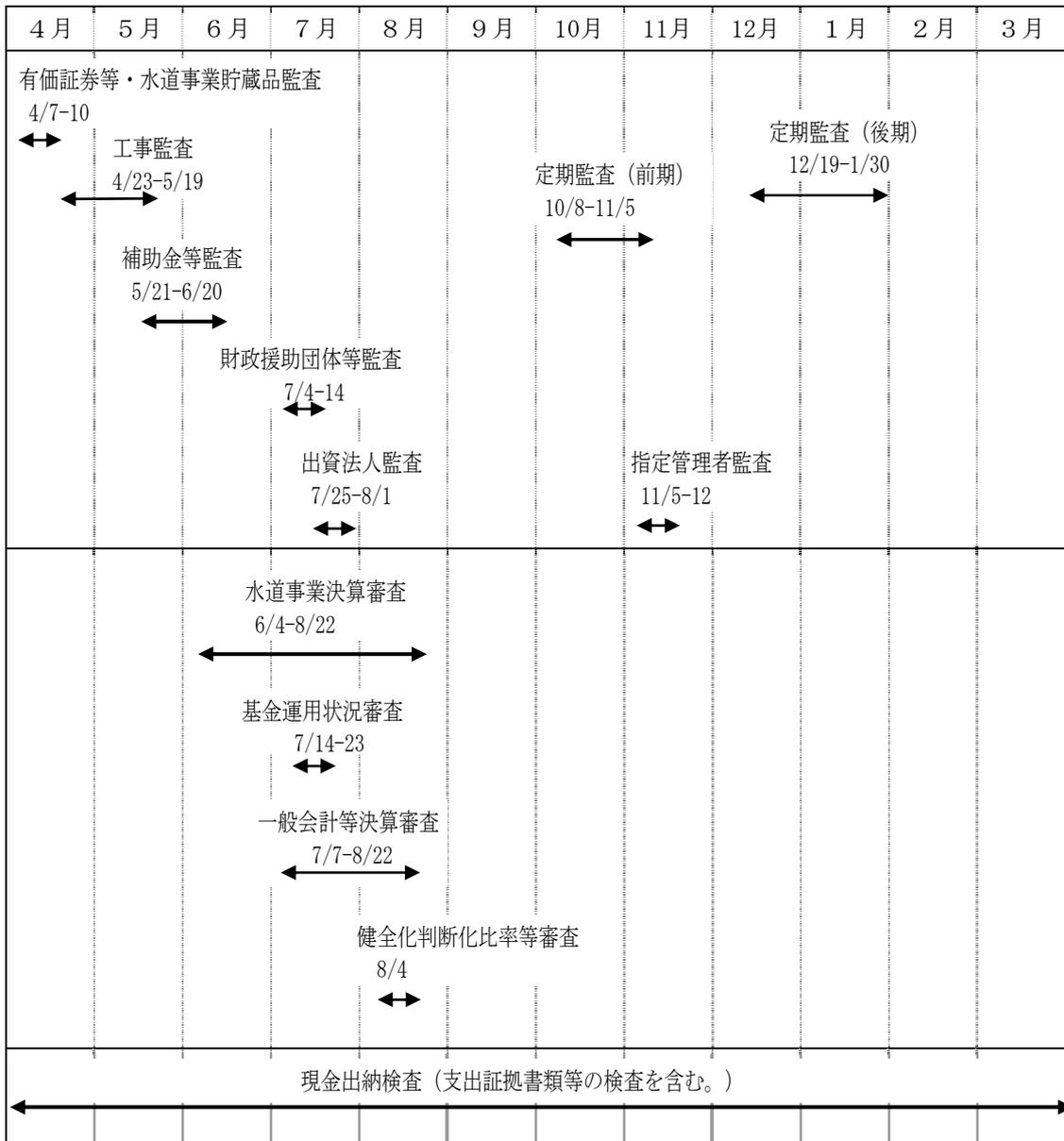
会計管理者及び水道事業管理者が管理する現金の毎月の出納について、出納状況報告書等の計数が公金出納総括日計表ほか出納関係諸帳簿、残高証明書等の計数と一致しているか、現金保管事務は適正に行われているかを主眼に検査する。

現金出納検査の一環として、収入及び支出の証拠書類を検査する。この検査で改善が必要と認められる書類があったときは、課長等に対して指摘等を行うものとする。改善を求めた事項について、特別な理由がある場合を除き、速やかな改善が見られない場合又は不適切かつ重大な誤りがあった場合には出納検査の結果報告の際に付記するものとする。

3 監査等の実施時期

監査等の実施時期は、次のとおりとする。

(平成26年 3月24日現在の計画)



注) 監査の種類及び実施時期については、変更することがある。

4 その他

本計画に定める監査のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、別途、実施要領を定めて実施するものとする。